

富山県警察の情報処理能力検定に関する訓令
富山県警察本部訓令第8号

富山県警察の情報処理能力検定に関する訓令を次のように定める。

平成5年7月1日

富山県警察本部長

富山県警察の情報処理能力検定に関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、富山県警察における情報処理能力検定(以下「能力検定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第2条 能力検定は、警察職員の情報処理に関する能力を検定することにより、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第3条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施)

第4条 初級及び中級の能力検定は、警察本部長が行う。

2 上級の能力検定は、情報処理能力検定に関する訓令(平成5年警察庁訓令第1号)に基づき行う。

(受験の手続)

第5条 所属長は、能力検定を受験しようとする者の申出により、情報処理能力検定受験者名簿(別記様式第1号)を作成し、警務部長に提出しなければならない。

(合格者台帳への記載)

第6条 警務部情報管理課長は、情報処理能力検定合格者台帳(別記様式第2号。以下「合格者台帳」という。)を備え、能力検定に合格した者を記録しておなかけなければならない。

2 前項に規定する合格者台帳は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)により調製することができる。

(特例)

第7条 警察本部長は、初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、これを当該級位の検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができる。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施について必要な事項は、警察本部長が定めるものとする。

2 初級及び中級の能力検定の実施に関する事務は、警務部長が行う。

附 則(平成15年4月14日本部訓令第8号)

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成28年3月11日本部訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日本部訓令第2号）

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

級位	知識及び技能
初級	1 富山県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成30年富山県警察本部訓令第1号）第2条第5号に定める警察情報システムの基本的な操作に必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの
中級	1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの
上級	1 自ら警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの

※ 別記様式省略

